

韓国の老人長期療養保険制度における認知症対象者への支援のあり方

韓国 国民健康保険公団政策研究所 柳 愛貞(ユ エジョン)

キーワード：韓国、老人長期療養保険、認知症対象者

1. 研究目的

施行6年を迎える韓国老人長期療養保険制度は、今まで法律整備、対象者の拡大、サービスの提供人材と設備のインフラ構築などを構築してより早めの制度定着のために努力してきた。このような努力の成果にもかかわらず、身体機能(ADL)中心の重度の高齢者中心の制度設計にOECD諸国と比較して受給範囲が広くできず、軽度の認知症者を地域社会のなかでサポートするための社会的なセーフティネットの不足などの問題が起きている。

また、認知症の有病率が継続的に上昇し、家族の扶養能力が急速に弱体化されている過程で、軽度の症認知症の対象者のための支援策の用意が必要とされている。

このような国民のニーズに合わせて政府は、2014年7月1日から認知症に抱えている認定者のために新しい認定等級を新設し、5等級認定者に認知能力の維持および向上のための「認知活動型プログラム」を提供することになった。

これから政府は、このような新しい試みに基づいて等級内の認知症に抱えていた対象者にも認知予防型サービスを提供していく計画を持っている。

したがって、本研究では、日本の介護保険制度と類似した形態で実施されている韓国の老人長期療養保険制度の現状と認知症の対象者支援のための政策の推進過程を分析して、関連する政策動向を提示する。

特に、2013年9月～2014年6月まで行われた全国6つの地域においてのモデル事業の結果に基づいて、より具体的な制度推進の現状とその課題を表す。

2. 研究の視点および方法

- 1) 問題提起と研究目的
- 2) 老人長期療養保険制度の主な現状
 - 老人長期療養保険制度のこれまでの推進状況
 - 老人長期療養保険制度の主な内容(対象者/サービス内容/供給システム)
- 3) 老人長期療養保険制度において認知症対象者と関連した政策推進の現状と問題点
 - 対象者の認定/サービス提供状況/供給システムの現状
 - 認知症対象者サービス提供上の問題点
- 4) 老人長期療養保険制度内における認知症対象者支援政策の今後の課題

3. 倫理的配慮

本研究は、研究の進行時に発生する可能性のある倫理的問題を考慮して、まず、研究対象者に研究の理解を高めるために、研究の目的と趣旨、秘密保持等の内容の同意を経た対象者のみ面接調査に参加した。また、研究対象者の秘密を確保するために、すべてのデータは、コード番号のみを使用して表記しており、収集された音声ファイルと、現場ノートの記録は、研究目的のほかにもどのような他の用途に使用されていないことを周知し、研究終了後破棄すること説明した。

4. 研究結果及び考察

- 1) 対象者の状態に合わせたさまざまな認知活動型プログラムを提供する必要がある
- 2) 回想の活動プログラムに対象者が多くの関心を見せており、学習中心のプログラムではなく、対象者の興味誘発を助けることができるプログラムの提供が求められる
- 3) 学習型教材の提供も必要であるが、認知ツールなどがサポートされる必要がある
- 4) 家族のための十分な情報提供システムの構築が必要があり。既存の訪問介護サービスとは異なり、認知症の特別な評価者のための認知活動型訪問介護サービスの核心は、1:1で療養保護士が受給者に認知活動型訪問介護サービスを提供するためにあります。歌詞のサポートセンターの訪問介護サービスの内容との差別性を持つためには、受給者と保護者の認識改善が前提する必要がある
- 5) 本事業の体系的なモニタリングのためのフェルヨング第設ける必要がある。モデル事業の場合のようにオペレーションセンターの担当者の積極的な監視が業績に大きな影響を与える可能性があり、本事業実施後に、体系的なモニタリング計画を立案が必要である。